

自動車事故報告規則第2条に規定する事故の統計

| 項目 | 平成28年 |
|--|-------|
| 自動車が転覆し、転落し、火災(積載物品の火災を含む。以下同じ)を起こし、又は鉄道車両(軌道車両を含む)と衝突し、若しくは接触したもの | 0 |
| 10台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの | 0 |
| 死者又は重傷者(自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号又は第3号に掲げる損害)を生じたもの | 0 |
| 10人以上の負傷者を生じたもの | 0 |
| 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に障害(自動車損害賠償保障法施行令第5条第4号に掲げる障害)が生じたもの | 0 |
| 酒気帯び運転(道路交通法第65条第1項の規定に違反する行為)、無免許運転(同法第64条の規定に違反する行為)、大型自動車等無資格運転(同法第85条第5項から第9項までの規定に違反する行為)又は麻薬等運転(同法第117条の2第3号の罪に当たる行為)を伴うもの | 0 |
| 運転手の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの | 0 |
| 救護義務違反(道路交通法第117条の罪に当たる行為)があったもの | 0 |
| 自動車の装置(道路運送車両法第41条各号に掲げる装置)の故障(以下、「故障」という)により、自動車が運行できなくなったもの | 0 |
| 車輪の脱落、被牽引自動車の分離を生じたもの(故障によるものに限る) | 0 |
| 橋脚、架線その他の鉄道施設(軌道施設を含む)を損傷し、3時間以上本線において鉄道車両の運転を休止させたもの | 0 |
| 高速自動車国道(高速自動車国道法第4条第1項に規定する道路)又は自動車専用道路(道路法第48条の4に規定する自動車専用道路)において、3時間以上自動車の通行を禁止させたもの | 0 |
| 前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生を防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの | 0 |